

(様式第1号)

平成 年 月 日

社会福祉法人行方市社会福祉協議会 会長 殿

申請者住所

申請者氏名

印

電話番号

### 行方市社会福祉協議会福祉車両貸出申請書

下記により、使用したいので、許可くださるよう申請いたします。

なお、承認の上は、行方市社会福祉協議会福祉車両貸出実施要綱を厳守し、使用に関する一切の責任を負います。

#### 記

利用者氏名		生年月日	T・S・H 年 月 日				
利用者住所							
利用期間	平成 年 月 日 時 分 ~						
	平成 年 月 日 時 分 まで						
利用目的							
目的地及び経路							
運転者						続柄	
乗車人員	人						
利用車種	ハイエース 586	タント 4624	ムーヴ 1625	エヴリィ 3108	ワゴンR 3106	タント 3426	
備考							

- 【注意事項】 1. 必ず使用予定日の7日前までに申請してください。  
2. 当該車の運転を予定する者全てをご記入ください。

福祉車両貸出決議書

						決裁日	平成 年 月 日
決裁	会長	常務理事	事務局長	補佐	係長	係員	担当

(趣旨)

第1条 この要綱は、疾病や怪我、障害者（児）、及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために行方市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の福祉機器等貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び業務)

第2条 協議会は、車椅子・エアーマット（以下「福祉機器等」という。）を設置し、その貸出に関する業務を行うものとする。

(貸出対象)

第3条 福祉機器等の貸出を受けることができる者は、行方市に住所を有する者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 疾病や怪我により福祉機器等を必要とする者。

(2) 障害者（児）及び高齢者

（但し、介護保険の福祉用具貸与制度や障害者の補装具の交付・日常生活用具の給付を受けられる方を除く。）

(3) その他、行方市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

(貸出の申請及び決定)

第4条 福祉機器等の貸出しを受けようとする貸出対象者または申請が困難なときにはその家族（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする7日前までに福祉機器等借用申請書（様式1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、福祉機器等貸出決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 福祉機器等の貸出期間は、3ヶ月以内とする。但し、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第6条 福祉機器等の利用料は、無料とする。但し、福祉機器等の貸出しを受けている期間の当該福祉機器の衛生保守に係る経費及び修理に要する経費は利用者が負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、福祉機器等を適正に管理し、故障等が生じた場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

2 利用者は、福祉機器等を目的に反して使用してはならない。

3 利用者は、福祉機器等を他人に譲渡、もしくは担保に供してはならない。

(損害賠償)

第8条 会長は、利用者が福祉機器等を損傷した場合には、これによって生じた賠償をさせることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。